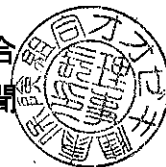


公告第13-02号

平成25年4月1日

オオゼキ健康保険組合
理事長 石原坂多聞



第2期 特定健康診査等実施計画について

本年2月19日に開催された第5回組合会において、当健康保険組合の「第2期特定健康診査等実施計画」が決定しましたので、お知らせします。

記

1. はじめに

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、5年毎に5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとされており、今回は平成25年度から平成29年度までの第2期実施計画です。

なお第2期の最終年である平成29年度目標値は、保険者別に国が設定した目標値に合致させてあります。

2. オオゼキ健康保険組合の目標

(1) 特定健康診査の目標実施率

(単位：%)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 被保険者 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 | 97.0 |
| 被扶養者 | 60.0 | 60.0 | 63.0 | 65.0 | 67.0 |
| 被保険者+被扶養者 | 88.0 | 88.0 | 89.0 | 89.0 | 90.0 |

(2) 特定保健指導の目標実施率 (被保険者+被扶養者)

(単位：%)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 実施目標 | 40.0 | 40.0 | 45.0 | 47.5 | 60.0 |

3. オオゼキ健康保険組合における特定健康診査等の実施方法

(ポイント)

①実施場所

- イ) 特定健康診査は、契約医療機関で「人間ドック」に包含して実施する。
- ロ) 特定保健指導については、保健指導が実施できる機関に委託して実施。

②実施項目

「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている項目とする。

③受診方法

- イ) 原則、対象者が自分で契約医療機関に予約を行なった後、契約医療機関で受診する。
- ロ) 受診における費用負担は、別途定める「健康診査等補助金支給規程」による。
- ハ) 特定保健指導については、別途、保健指導委託機関から該当者に直接連絡のうえ、保健指導を実施する。

④周知・案内

周知は、健保ホームページに掲載するほか、対象者本人宛に実施詳細を案内する。

⑤健診データ等の受領

健診のデータは、契約医療機関から代行機関を通じて受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導については、外部委託機関から受領し、当健康保険組合で保管する。

なおデータの保存期間は、5年とする。

⑥個人情報の保護

- イ) オオゼキ健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。
- ロ) 当健康保険組合および業務を委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
- ハ) 業務の一部又は全部を外部委託する場合は、データ利用の範囲及び利用者、情報漏洩等による損害賠償等を契約書に明記することとする。

以 上